

退職【一括徴収の場合】 ※一括徴収した分を1月分で納入する場合

退職・休職等により特別徴収できなくなった残税額を、最後の給与からまとめて一括徴収する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で②を選び、一括徴収した税

付 受 印 6	市町村民税 道府県民税 森林環境税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										整理番号						
	京丹後市長	令和 6 年 12 月 10 日 提出	〒 627-8567	所在地 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地	名称 京丹後株式会社	個人・法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	課係 人事課 給与係	5年度 特別徴収 指定番号
																			担当 氏名 京丹後 二郎	6年度 特別徴収 指定番号	12345678
																			内線 9999	宛名番号	98765432
給 与 所 得 者	フリガナ	キョウタンゴ イチロウ		新		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額						
	氏名	京丹後 一郎		姓		167,600 円	6 月分 12 月分まで	1 月分 5 月分まで	令和 6 年 12 月 10 日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		2	2	1,000,000 円							
	生年月日	元号 3	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 45	年 12	月 1																
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2																			
	住所	1月1日現在 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地																			
	異動後	同上																			

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地	〒		特別徴収指定番号		担当者	氏名		新しい勤務先へは、	月割額	円	を	月分
	フリガナ	法人番号					電話		(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。				
	名称								受給者番号				
									納入書の要否		番号を記入	1	必要 2 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1	1 異動年月日が 12月31日 以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が 1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	69,900 円	左記の一括徴収した金額は、	1	月分(翌月10日納期限)で納入します。
-------	---	---	----------------------	----------	---------------	---	---------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入		異動年月日が 1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が 6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が 1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。
-------	--	--

旧特別徴収処理欄

5年度		
6年度		

月割額は 円

3.一括徴収 5.その他

一括徴収していただいた住民税は、納入書の金額を訂正いただき、提出月以降の月分で納入ください。

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L